

松下幸之助記念財団 研究助成

研究報告

(MS Word データ送信)

【氏名】

齋藤 翔太郎

【所属】(助成決定時)

東京大学大学院経済学研究科

【研究題目】

近代イギリスにおけるユダヤ人と福祉社会—国家福祉と民間福祉の相互関係に注目して—

【研究の目的】(400字程度)

本研究は、日欧における「多文化主義」の動揺という移民政策の現状に対する関心から出発しており、その範囲を「外国人の福祉」に限定することで、福祉社会において外国人という「他者」がいかに「排除／受容」されてきたのかを歴史的に検討した。そのとき、具体的には、国家福祉として1911・1913年国民保険法(National Insurance Act 1911/1913)、民間福祉としてユダヤ人保護委員会(Jewish Board of Guardians)、移民政策として1905年外国人法(Aliens Act 1905)を対象とした。これらの法律が制定され、また団体が活動していた20世紀初頭のイギリスでは、社会調査によって社会問題への関心が高まる時代背景のなかで、東欧から貧しい外国人(その多くはユダヤ人移民であった)が大量に流入し、苦汗労働や過密人口など、労働者の「困窮」を焦点とする「外国人問題(Alien Question)」「ユダヤ人問題(Jewish Question)」とも呼ばれた)が発生していたのである。

【研究の内容・方法】(800字程度)

本研究は、上記の対象について、①国家福祉、民間福祉、移民政策の三者において、外国人がどのように「排除／受容」されていたのか、②そのとき国家福祉、民間福祉、移民政策の三者が、それぞれどのような相互関係にあったのか、③福祉社会において「シティズンシップ」(社会的権利)の境界がどのように設定されていたのかを検討することを課題とした。これまで先行研究では、ギルバートらによって国民保険法の制度と運用、リップマンらによってユダヤ人保護委員会の組織と活動について具体的に研究されてきたが、いずれも「外国人の福祉」についてはほとんど言及されず、さらに各々について個別に研究されるのみで併せて検討されることはなかった。また、移民政策史の研究では、外国人法について移民規制の是非という論点から接近されるのみであった。本研究では、これらの先行研究を批判的に踏まえ、国民保険法、ユダヤ人保護委員会、外国人法の三者を対象として、福祉社会における外国人の「排除／受容」について、「シティズンシップ」による外国人の「他者化」という視点から、総体的に検討した。なお、本研究の実施にあたり、一次史料としてイギリス国立公文書館に所蔵される政府文書とサウサンプトン大学に所蔵される団体文書を利用した。

国民保険法は社会保険と失業保険から構成されており、「第45条 外国人に関する特別条項」において外国人の給付には国庫から資金が提供されないことが規定され、実際に外国人は英臣民よりも低水準の給付しか受給することができなかった(外国人の除外)。それに対して、ユダヤ人保護委員会は「外国人を救済すること」を目的として設立され、外国人向けに資金融資、職業訓練、医療手当、養老院、住宅支援、出移民支援などの様々な事業を展開していた(外国人の救済)。そして、外国人法は救貧法に基づく救済を受けるような貧しい外国人を「好ましからぬ移民(外国人)」と規定し、入国規制と国外退去を実施していた(外国人の規制)。

【結論・考察】（４００字程度）

20世紀初頭のイギリスにおいて、ユダヤ人保護委員会は、国民保険法における外国人の除外を意識しつつ、自身による外国人の救済に意義を見出す一方で、外国人法（移民政策）に基づく規制、国民保険法（国家福祉）における除外、ユダヤ人保護委員会（民間福祉）による救済は、いずれも貧しい外国人の増加によって公的負担が増大することを予防し、労働者の「困窮」を焦点とする「外国人問題」に対処するという意図において共通するものだったのである。したがって、本研究では、暫定的にはあるが、「シティズンシップ」の境界は、当時の社会政策の問題構成において、貧しい外国人を「他者化」するように設定されていたと結論した。そして、このような20世紀初頭のイギリスにおける「シティズンシップ」の境界は、およそ一世紀余りを経た21世紀初頭の「多文化主義」の時代にあって、日欧の移民政策をめぐる排外的な議論のなかで再現されているのではないだろうか。